

支部ニュース

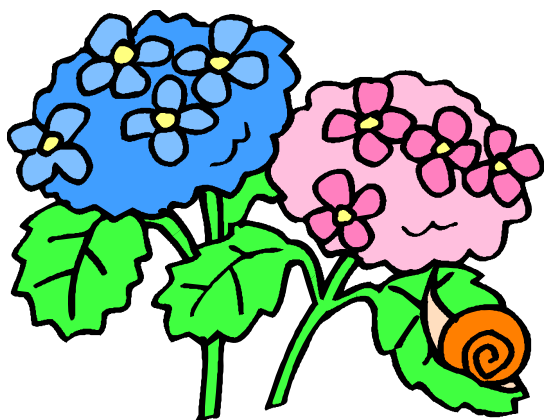
2014年6月 No.487

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口1-8-6-202

Tel03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

- 憲法討論集会から五月集会に参加して・・・・・・・・・・金井克仁
- 鴨下一郎事務所訪問記・・・・・・・・・・蔵 明子 / 本木 進
- 戦争なんてしたくない！・・・・・・・・・・中川千栄子
- 団支部は法会労の皆さんと街頭宣伝しました！・・・・・・・・久保田明人
- 国家公務員賃下げ違憲訴訟 違憲判決を求める賛同署名のお願い・・・・・・・・萩尾健太
- 「優秀な組織者」への田中富雄先生のメッセージに応じて・・・・・・・・石井逸郎
- 4月幹事会報告
- *お知らせ



憲法討論集会から五月集会に参加して

幹事長 金井克仁(東京法律事務所)

- 1 久しぶりに五月集会に参加しました。それも前日の5月17日(土)の憲法討論集会からの2泊3日でした。

首都圏からの交通の便の悪さから参加者数が心配でしたが、482名の参会者がありました。プレ企画・憲法討論集会・五月集会とも熱気ある討論等がなされ、大成功でした。これも改憲問題、集団自衛権問題などの諸課題の目白押しの中、全国各地の団員がたたかっている情勢のためのものでしょう。

- 2 さて、久しぶりに参加した私は3日間とも憲法関連の会議に参加しました。

まず、「憲法討論集会」は5月17日(土)の午後2時から5時までと、5月18日(日)の午前に開催されました。17日は前半に「第1 東アジアの安全保障環境」と題し「アメリカの世界戦略・アジア戦略」「中国・北朝鮮の現状」の報告(問題提起)を受け各議論しました。後半は「第2 安倍政権の改憲戦略」と題し「安倍政権の『国家安全保障戦略』について」「安倍の行動の評価、特に、歴史認識に関わる問題」の報告(問題提起)を受け各議論しました。18日(全体会の前)は「第2 安倍政権の改憲戦略」のうち「集団的自衛権の行使容認について」「グレーゾーンと自衛隊改正について」の報告を受け各議論しました。いずれも難しい報告ですが、本部次長が中心に報告し、参加者からは勉強になったという声が聞こえてきました。同感です。

続いて五月集会の全体講演で、緒方靖夫さんから「世界とアジアの動きと日本」と題して憲法討論集会での課題・議論を受けた講演がありました。私には極めて分かり易い講演でした。安倍政権の「アキレス腱に矢を」の訴えもなるほどと思いました。

その後の五月集会の憲法分科会(17日午後4時から4時、18日午前9時から11時)は、「第3 運動論」と題し「2013年の運動の評価」「2014年の運動の課題と重点」の報告(問題提起)を受け各議論し、最後は「第4 基地問題・選挙制度」を議論しました。

- 3 今回の五月集会は憲法問題に比重をおいた集会でした。憲法討論集会から憲法分科会まで通しで参加した団員も多かったと思います。本部の予想を超えた参加者でした(資料等が用意した分では間に合いませんでした、私も)。2泊3日の極めて長時間の会議でしたが、あまり疲れを感じなかったのは、議題選考から議事運営が適切であり、また報告に合った議論ができたからでしょう。今後の改憲問題のたたかいのためになる会議でした。

最後に支部の8月22日・23日のサマーセミナーでも、伊勢崎賢治氏(東京外国語大学教授)をお呼びして、改憲問題を勉強します。是非、ご参加下さい。

鴨下一郎事務所訪問記

北千住法律事務所 事務局 蔵 明子 補足：本 木 進

こんにちは。自由法曹団東京支部からの連絡を受け、5月15日、午後1時10分から20分ほど、13区の衆議院議員鴨下一郎議員事務所（自民党13区事務所）を訪ねて「解釈改憲を許さず、集団的自衛権行使容認に反対してください！」の要請を「平和憲法を守る足立の会」として行いました。

この要請行動に参加したのは、北千住法律事務所事務局の蔵、同本木さん、江北九条の会沢田さん、健康友の会北川さん、足立革新懇の古場さんの5人。

資料をお渡しして終わりかと思っていましたが、一応、応接室にとおされ、ご年配で地元秘書の藤田さんと懇談することができました。

参加者は口々に「孫の世代がどうなるのか心配できました」「解釈で憲法を変えないでください」「平和憲法を守ってください」鴨下一郎議員は、石破茂幹事長のブレーンで、幹事長特別補佐をされていますので「石破議員にもう少し落ち着いて議論を進めるように、鴨下議員のほうから諫めてください」と話しました。

藤田秘書からは、「68年間平和を保ってきましたので、日本人には誰も戦争をしたいという方はいないでしょう」「戦争はよくありませんよね。その前に外交交渉や市民交流などで平和的に解決していかないといけませんよね」といわれ、参加者も「その点では一致してご一緒できますよね」と返していました。しかし、それに続くお話が「やはり戦後68年もたちましたし、もう昔の法律ではそぐわないところが出てきていますよね」「今は、一国だけでやって行くことはとてもできなくなりましたよね。何かあった時は、他の国と足並みをそろえて行動することも大切だと思うんですよ」とやはり改憲は必要ですよ、ということでした。しかし、なだめるような感じで、「解釈では憲法は変えられませんよ、きちんと手続きにのっとって行っていくことでしょうか。自衛隊員のこともありますね」と付け加えられていました。

終了後、久しぶりの地元議員事務所訪問だったので、「やっぱりもっと地元の議員のところへ行かなくてはいけないよね」と話し合われました。

なお、懇談の前には、秘密保護法を考える女子会@足立のことを思い浮かべながら「若いお母さん方が要請に来たときはよろしくお願いします。」とプレッシャー(?)もかけておきました。お礼かたがたにかこつけて、5月29日開催、歌を普天間かおりさん、講演を孫崎亨さんをお願いした第33回憲法のつどい(足立)の招待券を「鴨下先生と是非ご参加ください！」と郵送もしました。

◆平和憲法を守る足立の会とは◆

北千住法律事務所を連絡先として、足立区内の民主団体、革新懇、のちには九条の会が合流してきた団体です。少しお休みしていた時期もありましたが4年ほど前から再開しました。若い方に喝采をいただくこともある、地元民謡歌手山縣三郎さん参加の秘密保護法街頭宣伝、厚労省援護局主催・硫黄島戦没者遺骨帰還事業に参加した高橋俊敬さんによる、現地の蒸し暑さまでが伝わるスライドを使っの報告会など多彩な活動を楽しみながら(時々参加者不足に苦しんで)行っています。

戦争なんてしたくない！

東京南部法律事務所 事務局 中川千栄子

憲法記念日のあるこの5月は各地で様々な憲法集会が行われたようですが、南部事務所のある大田の地域も盛り上がっています。

まず、5月3日の憲法記念日は恒例の「5.3憲法集会&銀座パレード」（日比谷公会堂）です。私は地域の九条の会や労働組合の人たちと一緒に参加しました。大田の地域の方たちもJAL不当解雇撤回裁判の原告の方たちも大勢参加していました。全体は昨年を上回る3700名で会場の外の日比谷公園もいっぱいでした。集会ではジャーナリストの津田大介さん、学習院大学教授の青井未帆さん、社民党党首の吉田忠智さん、日本共産党委員長の志位和夫さんのスピーチに、拍手やそうだ！の声があがりました。銀座パレードではいつものようにたくさんの右翼が出迎えてくれました（本当に異様です）。

私の印象に残った志位さんのお話をご紹介します。「『集団的自衛権の行使』『多国籍軍への参加』の2本柱で、『海外で戦争をする国』・・・この道に踏み込めば、日本の自衛隊が他国の人を殺し、自衛隊員から戦死者が出ることは避けられません。それは生易しいものではありません。アフガン戦争では派兵した諸国のうち29カ国で3435人の兵士の命が失われ、・・・2007年以降だけで1万7千人を超えるアフガンの民間人の命が奪われています。イラク戦争では、派兵した諸国のうち23カ国で4807人の兵士の命が奪われ、12万人から13万人のイラクの民間人の命が奪われています」

戦争によって命が奪われる、人を殺し、人が殺されるということをしっかり想像しなければと思いました。私の母は江東区亀戸で昭和20年3月10日東京大空襲に被災しました。広い通りの両側の家屋が燃え上がり、通りの真ん中にみんなでうずくまっていた時、母の前にかがんでいたおばあさんが少し腰を高くした瞬間、火だるまになって飛ばされて行きました。その隣にいた男の人が「おっかさん、許してくれ許してくれ」と声にならない声で叫んでいた、というのが母の体験談です。私は物語のようにその話を聞いてきましたが、志位さんのお話と重ね合わせて、これは本当のことだとあらためて感じたのでした。

そして次は、5月25日「憲法改悪反対大田区共同センター」主催の「戦争なんかしたくない！大田区Peace Parade」が行われました。参加者400名で大田区蒲田境界を賑やかにパレードしました。ベビーカーをひいた若いパパやママ、おじいちゃん・おばあちゃん、おじさん・おばさん、お兄さん・お姉さん、いろんな世代が参加しました。風船やプラカードなども色とりどりでした。事務所の所員が地域の方々と協力した結果の大成功です。ほんとに400名も集まるなんてすごいです。

この後は、「大田憲法会議」の学習会が6月24日に、「弁護士9条の会・おおた」の学習会が7月14日に予定されています。事務所は憲法PTを中心に地域に憲法情勢を発信したり、地域の皆さんと一緒に行動したり、頑張ってます。

団支部は法会労の皆さんと街頭宣伝しました！

事務局次長 久保田明人（東京合同法律事務所）

5月15日（木）、安倍首相の私的諮問機関である安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）が集団的自衛権の行使容認を内容とする報告書を公表したことを受けて、同日夕方、銀座マリオン前で、集団的自衛権行使容認反対の街頭宣伝を行いました。

主催は法律特許会計一般労働組合（15名程度）で、団東京支部（10名程度）が協力で参加しました。

法会労組合員は自作の反対ビラを、支部員は明日の自由を守る若手弁護士の会が作成したパンフレットを通行人に配布し、また、街頭宣伝の1時間、拡声器で、法会労組合員と支部員が交代で切れ目なく訴えをしました。

特に、法会労組合員からあった、「自分たちの子どもが戦争に行くことになるかもしれないなんて考えられない」「自分の子どもが人を殺すことになるかもしれないことを想像してほしい」「これまで殺したこともなく、殺されたこともなかった状況を変えてはならない」といった切実な訴えが印象的で、通行人の心にも響いたと思います。

ただ、訴えに聞き入っていた方が通行人で、何名かはいましたが、多くは集団的自衛権について関心がなさそうに感じました（「私は賛成だ」とわざわざ言いに来た人もいました。）。戦争への道を着実に進み始めているのに、多くの人があることに関心を持たないということに改めて驚くとともに、集団的自衛権に反対すべき立場からの国民への訴え・情報発信はまだまだ足りないと感じた街宣でした。みなさんも、ともに、もっと広く、もっとわかりやすく運動をしていきましょう。



国家公務員賃下げ違憲訴訟

違憲判決を求める賛同署名のお願い

渋谷共同法律事務所 萩 尾 健 太

2012年2月29日、国会は、民主・自民・公明3党が共同提出した「給与改定・臨時特例法」という)を成立させ、2012年4月から2年間にわたって人事院勧告に基づかずに平均7.8%にもよる給与の減額を国家公務員に押しつけました。

国家公務員の労働基本権を制約した下で、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告を経ずに給与の減額を強行したのです。

このような給与減額が認められるならば、国家公務員労働者は、労働基本権が制約された上に、労働基本権制約の代償措置は財政事情を理由にすればいつでも無視してよく、国家公務員法上も認められている団体交渉権も侵害され、まったくの無権利状態に置かれることになってしまいます。断じて認められません。

国公労連と組合員370名は、この給与減額を憲法違反だとして、同年5月25日と7月25日に国を相手取り、東京地方裁判所に対して給与と損害賠償の請求訴訟(「公務員賃下げ違憲訴訟」)を起こしました。この「公務員賃下げ違憲訴訟」に関してはILOも重大な関心を寄せており、全労連が公務員制度改革に関してILO提訴した案件に関する日本政府への8次勧告では「訴訟の経過・結果について情報提供を続けるよう」日本政府に要求しています。

公務員の権利を守ることは、公務員労働者の権利を守ることにとどまらず、行政が国民本位に展開されることにもつながります。給与減額の反面、安倍内閣は2013年に13兆円もの補正予算を組み、震災復興予算は一兆数千億円も余剰があり、大企業には大減税をしました。そのもとで貧富の格差はいっそう拡大しています。こうした誤った経済・財政政策を是正しなければなりません。

ついては、この「公務員賃下げ違憲訴訟」における原告(国公労連等)の主張にご理解をいただき、別紙の賛同署名へのご協力をお願いします。賛同いただける場合は、5月末までに、郵送、Faxないしeメールでご送付いただければ幸いです

以 上

送付先

日本国家公務員労働組合連合会(略称 国公労連)

〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14 西新橋エクセルアネックス3F

FAX 03-3502-6362 E-mail: mail@kokko.or.jp

「優秀な組織者」への

田中富雄先生のメッセージに

ウェール法律事務所 石井逸郎

袴田さんの先日の釈放は衝撃でした。私のこれまでの人生をも上回る47年もの間、死刑犯人として間違われ、とじこめられていたということです。日本の司法には、まだまだ改革すべき問題があることを率直に受け止めざるを得ません。

こうした冤罪事件で数々の先進的役割を果たしてきた東京合同法律事務所。袴田事件にも多くの先生が関わっているはずですが、先月の田中富雄先生の若手弁護士へのメッセージで、その東京合同法律事務所の経営基盤の充実に力を注ぎ、言わば事務所の「縁の下の力持ち」となっていた先生の存在を知りました。港区の地域活動との連携を確かなものとし、港区民の雑多な法的需要を事務所に引き込むルート作りに奔走し、事務所の組織基盤強化に尽力した若き田中先生の姿を思わず想像しました。

「組織は、個人の限界を超え、大きな役割を果たします。」先生のこのメッセージには体験的実感と重みがこもっています。

先生のメッセージからは、先生が、一弁護士・一法律事務所の役割、あるいは各種民主団体の役割にとどまらず、自治権をもち、弁護士の強制加入団体である弁護士会がそれにふさわしい社会的役割と機能を果たすためにはどうするか？それを果たし得る組織となるにはどうすればよいか？を展望し、運動を広げた様子が伺えます。70年代、80年代の頃、当初は「田中軍団」ともやゆされた向陽会創世期の研修所20期代の先生方を引き連れて、第二東京弁護士会の民主化、常議員会の議決機関化等の運動をはじめます。組織のガバナンスにおいて、執行機関と、これを監査する機関と、執行機関を民主的にコントロールする代表機関とに3分すべきというのは、洋の東西を超えた普遍的ルールですが、二弁の場合、弁護士会において、会員の代表機関である常議員会が議決機関となったのは、先生たちがこれを提唱して相当の年数を経た1990年だったのです。こうして先生は、二弁のガバナンスの基盤整備にも力を尽くしたのです。

合同図書館構想の実現もその一つです。私たちの扱う紛争は、医療・薬害、建築紛争、知的財産権等々、法律以外の専門知識を求められることが少なくありません。また、法制度自体、時代の進展にあわせて変化していきます。司法研修所卒業時の知的レベルのままで処理が可能な案件は全くなく、私たちは日々、あるいは事件を目の前にして研さんを積み、多様な知識を吸収し続けるわけですが、その際、霞が関の弁護士会館の合同図書館を用いたことのないという人はいないでしょう。弁護士業務にとって多様な専門書籍を容易に入手できるという状況が大切な業務基盤要素であることは日々誰もが実感するところですが、会館の8階に、昔からあのような立派な図書館があったわけではないのです。そうした業務の基盤整備を個々の自助努力に任せるのみならず、弁護士会の組織としてのスケールメリットを生かして相当程度の規模の弁護士専用の図書館を作ろうという

思想と運動は、当時の先進的リーダーの発案によって始まったのですが、おかげで今や、たとえ一人の弁護士であっても大きなビジネス・ローファームとの訴訟において敢然と立ち向かうことも可能です。

かつて、弁護士会の社会的役割の発揮を拒否し、弁護士会の役割には「自制」と「限界」があるとした人々との論争にも決着が付き、現在の日弁連や各単位会は、憲法の基本的人権をめぐる問題について、最近では改憲問題や特定秘密保護法等、時の政権と対立する課題でも弁護士としての本分を踏まえつつ積極的な提言と活動を行い、時の政治や社会に多大な影響を与え得る存在となっています。そしてその活動と発言は、時の政治の横暴に眉をひそめる人々に勇気を与え、弁護士の社会的地位を高めてもいます。今日、先生が築き育て上げた向陽会は、二弁における一層の男女共同参画の推進や、多摩支部の自治性・独立性を高めることを主張して、弁護士会の一層の民主化を進めています。今や二弁は、委員会数は約40を数え、消費者問題や子どもの人権問題等幅広い分野で活動に取り組み、それは若手弁護士の営業チャンネルにもなっています。6名の副会長のうち1名は必ず女性が入るようになり、6名のうち1名は多摩支部から副会長を、という方向性も定着しつつあります。関東弁護士会連合会で史上最初の女性理事長は、二弁が推薦した向陽会の杉井静子先生でした。

質・量ともに大きく成長した弁護士会はその後の司法制度改革で大きな力を発揮しました。二弁では、1999年に、最高裁が統制する官僚的法曹養成制度についてロースクールを中核とする新たな法曹養成制度に転換するよう提言するに至り、その後実際に大官法科大学院を立ち上げました。市民の司法アクセスを劇的に改善し、法曹による「法の支配」を社会のあまねく領域に広げたいという司法改革の運動は、弁護士にとっては弁護士数の激増を招きましたが、一方で、日弁連の公設事務所や法テラス等によって弁護士ゼロワン地域をほぼ解消させるまでに至り、企業内弁護士や自治体内弁護士等弁護士の活動領域を広げました。袴田事件を初めとするかつての冤罪事件は勾留中の十分な弁護がない状態での虚偽の自白調書に原因の一つがありますが、刑事司法改革によって、勾留された被疑者に国選弁護人が付くようになりました。東京拘置所や立川拘置所との間で、東京地検をアクセスポイントとするテレビ電話接見（外部交通）の制度も始まっています。市民が司法の審理過程に参加する裁判員裁判や、労働紛争を簡易に迅速に解決するという労働審判制度も司法改革の成果でした。

私たちは、こうした田中先生らをはじめとする諸先輩方の弁護士会改革運動・司法改革運動によって質・量ともに大きくなった弁護士会や、新しい司法制度の基盤の上で日々の業務を営むことができているのです。

ところで、田中先生の、こうした弁護士会の基盤をより強く大きなものにしたいという思いの原点は一体どこにあったのでしょうか。私は、先生のお父様やお兄様を戦争で失った体験と、そこに由来する強い反戦平和の思いがあったのではと推察いたします。国家権力が暴力的に国民を総動員し侵略戦争に突き進んだあの事態を思い起こすとき、これを食い止めるには、反戦・反権力の強い弁護士集団が存在する必要がある、弁護士の量と基盤をもっと強いものにしたい、こうした実際の思いこそが先生の原点だったのではないのでしょうか。

日本全体のガバナンスを考えたとき、時の政権に対して、自治権をもち大きな社会的役割を果たす弁護士会が存在することの重要な意味を、今こそ感ぜずにいられません。「若手の皆さんには・・・国を変える優秀な組織者になって頂きたい。」田中先生のこのメッセージに、弁護士会で、自由法曹団で、私たち一人一人が組織者となって、司法制度改革・社会変革の運動にまい進することの意義を重く受け止めました。

以 上

団東京支部 2014年4月幹事会議事録

1 報告事項等

メーデーについて FAX ニュースを送信済み。

配布物はあすわかの集団的自衛権のリーフ、STOP！アベノ雇用改革のリーフ。

終了後、懇親会を開催予定である。

2 情勢・諸課題

(1) 秘密保護法廃止の活動

4月12日の文京区民センターの秘密保護法廃止の学習交流集会について。

参加人数400人。レジュメがなくなるほど盛況であった。

渡辺治先生から安倍政権全体としては脆弱なところがあるという指摘があり、会場を活気づけた。

地方でも積極的に運動を展開していることが報告された。

(2) 集団的自衛権行使、支部の議員要請の取り組み

① 解釈で憲法を壊すな4・8集会について

会場に参加者が入りきらないほどの盛況ぶり。5つの党の代表が挨拶をした。参加者は動員されて参加したという感じではなく、自ら主役として声を出すという感じの集会であった。

② 4月10日の日弁連集会

参加者300人ほど。パネルディスカッションでも集団的自衛権行使容認の問題点が共有された。現在、横浜をはじめとする弁護士会が集団的自衛権について積極的に動いている。

③ 法会労からの共同宣伝の申入れ

5月15日（木）午後5時から5時半ころから、支部と共催で宣伝活動をしたいとの申入れあり。申し入れを受け入れることとし、マリオン前で宣伝予定。

④ 各方面の活動、企画全般について

- ・秘密保護法について。これまで法案が通った後の運動はあまり経験がない。共産党が廃止法案を提出する見込みであるが、そのときにどれほどの運動を展開できるか。
- ・集団的自衛権について。閣議決定を阻止するという運動も経験がない。安保法制懇が5月

の連休明けに報告書を提出して閣議決定の見込み。世論の盛り上がりをごとまで持つて行くかが重要。

- ・閣議決定だけでは解釈を変えることができないので自衛隊法など相当な数の法律を変えることになる。一連のたたかいになるが、公明党の動きが重要。
- ・限定容認論について。「限定」というのはまやかしてであり、集团的自衛権を認めること自体が質的な転換であるということを訴えていくべき。
- ・砂川事件の引用は牽強付会。当時、集团的自衛権は問題になっておらず、砂川判決は集团的自衛権について判断していないから、認める根拠にならない。

⑤ 支部としての地元国会議員への要請

要請にあたり、公明党の当初の主張などが載っている新聞記事などを持って行った方がいい。

砂川判決を利用するのはおかしいとの団本部の声明を持参してはどうか。

高村の演説により一部自民党議員の考えが変わったので、砂川事件判決の引用がおかしいことはしっかりと伝える。

各事務所に担当を割り振り、要請セットを送り、要請を積極的に実施するよう呼びかける。

⑥ 各地域の活動

多摩地域は各団体からの学習会の講師要請が多いのに対し、23区内の事務所への要請はあまり多くない。あすわかに講師要請をしている様子。

(3) 国民投票法改正・選挙制度改革問題

- ・国会で審議すべき事項を第三者機関に預けるといふことがそもそもおかしい。
- ・選挙制度のことを問題にするならば小選挙区制の弊害を含めて全体的に検討すべきであるのに、細切れに変えるのはおかしい。
- ・参議院の選挙制度についてもそろそろ動きがありそうである。

(4) 派遣法改悪・労働法制の改悪

- ・東京地評との懇談の結果、共同で取り組みを進めることになった。5月14日に「解雇自由社会を許さない学習交流集会」（講師・鷺見憲一郎先生）を共催する。
- ・新たに残業代ゼロ法案が浮上。労働者派遣法改正案は、継続審議の可能性もある。
- ・4月14日に本部委員会でも街宣を実施した。リーフを配布したところ好評だった。リーフを拡大コピーしてポスターなどにしてはどうか。
- ・労働組合が危機意識が薄い。何かの学習会の時などにリーフを持参するなどして宣伝を。

(5) 教育委員会「改革」法案

① 4月21日の院内集会

60名ほどの参加で予想外の大盛況であった。ただし情勢としては今国会中に法案成立の見込み。

② 5月23日「教科書に真実と自由を」集会

実行委員会として参加。できるだけ参加を。

3 幹事会の持ち方についての意見交換

- ・新人学習会については、65期以降の団員にDMで送る。
- ・地域幹事会について、東部事務所と多摩地域四事務所に要請文を送った。事務所会議で確認を。幹事会の後半では各地の取り組み報告をすること。多摩地域は立川で開催。
- ・幹事のMLについては引き続き検討する。

4 事務局体制について

- ・専従事務局が病気休業。急遽、週2、3日でアルバイトを募集する。しばらくは支部の事務局体制が弱くなる見込み。
- ・団費の納入について。産休や育休、海外留学などで弁護士活動ができない場合の団費の納入義務について、一定期間免除することはできない

以上

★お知らせ★

★サマーセミナー★

- 日 時 8月22日13時～8月23日12時まで
 場 所 箱根湯本ホテル
 内 容 第1日 記念講演 「9条のリアル」(仮題)
 伊勢崎 賢治氏(東京外国語大学教授)
 第2日 討論～解釈改憲阻止のために
 費 用 およそ1万7000円程度
 参加申込 支部ニュース来月号に参加申込用紙を入れます。

★ソフトボール大会★

日 時 10月28日(火曜日)

以前予告した日程では会場が押さえられず、日程変更しました。注意下さい。

場 所 大井ふ頭中央海浜公園 スポーツの森 野球場

編集長のつぶやき

勝手ながら余った紙面で編集後記を書こうと思います。役得です。すでにご連絡したとおり、事務局員の奥住さんの体調悪化で、急遽、慶野由利子さんにバイトに来てもらっています。助かります。しかし、限界があります。いろいろな事務作業が遅れることが想定されます。皆さん、ご協力お願いします。

しかし、こうも忙しいと、見たい映画も見れないじゃないか！その最大の原因はきっと安倍君なのだ。私のストレスは今や最大レベルまで達しているのだ。安倍君！ゆるさんぞ。(そ)

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

満年齢		対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
		支払対象外期間: 372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843	
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109	
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635	
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645	
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886	
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441	
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303	
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453	

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL: 03 (3231) 4111